

改正概要説明書	
国名： 欧州特許庁	法令名： 手数料に関する規則
改正情報： 2018 年 12 月 12 日改正	
<p>改正概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 欧州特許条約及び施行規則に定める納付手数料の改正。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手数料。 ・ 欧州特許明細書公告手数料を含む特許付与手数料(施行規則 71(3))。 ・ 審判請求手数料 2. 特許協力条約に定められ、欧州特許庁が定める手数料の改正。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際出願の送付手数料(施行規則 157(4)) 3. 2009 年 4 月 1 日前になされた欧州特許出願及び同日より前に地域段階に入った国際出願について、2009 年 3 月 31 日まで施行中の手数料に関する規則第 2 条(7.1)の改正。 4. 庁長官の実施業務に関する規定の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則 2(1)及び(2)に規定された書類の形式の決定。 ・ 施行規則 2(1)及び(2)に規定された書類が文字コード形式でオンライン提出されたときみなされる条件の設定。 ・ 電気通信手段又は規則 2(1)及び(2)に規定された書類の形式の使用に係る手数料金額は、庁長官が設定し、適用される。 5. 審査手数料の払戻しに関する規定の改正。 「実体審査が開始される前」と「実体審査が開始された後」において、手数料の払戻し割合を設定。 6. 欧州特許庁が国際予備審査報告を作成した場合の審査手数料の減額割合が変更された。 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 条 <ol style="list-style-type: none"> (1) 欧州特許庁に納付すべき手数料の改正。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手数料の項目及び納付額の改正。 ・ 2009 年 4 月 1 日以後になされた出願に関する欧州特許明細書公告手数料を含む特許付与手数料(施行規則 71(3))の項目及び納付額の改正。 ・ 審判請求手数料の項目及び納付額の改正。 ・ 国際出願の送付手数料(施行規則 157(4))の項目及び納付額の改正。 (2) 2009 年 4 月 1 日前になされた欧州特許出願及び同日より前に地域段階に入った国際出願について、2009 年 3 月 31 日まで施行中の手数料に関する規則第 2 条(7.1)「欧州特 	

許明細書の印刷手数料を含む特許付与手数料・印刷すべき出願書類が 35 頁以内の場合」の項目及び納付額の改正。

(3) 「庁長官は、施行規則 2(1)及び(2)に規定された書類の形式を決定し、規則 2 (1)及び(2)に規定された書類が文字コード形式でオンライン提出されたとみなされる条件を定めることができる」規定の新設。

(4) 「電気通信手段又は施行規則 2(1)及び(2)に規定された書類の形式の使用に係る手数料金額は、庁長官が定める日まで適用されない」規定の新設。

・第 11 条

欧州特許条約第 94 条(1)に規定する審査手数料の払戻しに関する規定の改正。

(a) 「実体審査が開始される前に」(旧第 11 条は「審査部が担当する前に」)欧州特許出願が取り下げられ、拒絶され又は取下とみなされた場合は、全額

(b) 「実体審査が開始された後、審査部が発行した最初の拒絶理由通知に応答するための期限の満了前に」又は「実体審査が開始された後、特許許可通知の送達日前に、審査部により拒絶理由通知が発送されなかった場合」に(旧第 11 条では、「審査部が担当することになった後、実質的審査が始まる前に」)欧州特許出願が取り下げられ、拒絶され又は取下とみなされた場合、50%

・第 14 条

欧州特許庁が国際予備審査報告を作成した場合、審査手数料を 75%減額(旧第 14 条では 50%減額)すると、改正された。